

船舶事故等調査報告書

平成22年4月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第130号	
事故等種類	衝突（水門）	
発生日時	平成21年5月3日（日・祝） 13時30分ごろ	
発生場所	京浜港東京区 東雲水門 （概位 北緯35°38.95′ 東経139°47.90′）	
事故等調査の経過	平成21年5月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 水上オートバイ^{エー} A51、5トン未満（長さ2.93m）</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 232-37693千葉、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	負傷 1人（同乗者）	
損傷	前部破損、エンジン損傷	
事故等の経過	<p>本船は、船長が友人1人を乗せ、東雲運河を約22～23km/hの速力で西進中、東雲水門の手前で船長がタバコを取り出していたところ、左転し、平成21年5月3日13時30分ごろ、東雲水門に衝突した。</p> <p>救命胴衣を着用していた2人は水面に投げ出され、同乗者が左大腿部を打撲した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南、風力 3</p> <p>海象：海面は穏やかであった。</p>	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	なし
	判明した事項の解析	本船は、東雲運河を西進中、船長がタバコを取り出すことに意識を集中し、見張りを行わなかったため、東雲水門に向けて左転していることに気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が東雲運河を西進中、船長がタバコを取り出すことに意識を集中して見張りを行わなかったため、東雲水門に向けて左転していることに気付かず、東雲水門に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。	